

議第 号

滋賀県迷惑行為等防止条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成 28 年 月 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

---

滋賀県迷惑行為等防止条例の一部を改正する条例

滋賀県迷惑行為等防止条例（昭和 38 年滋賀県条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の見出しを「（目的等）」に改め、同条第 1 項中「住民」を「県民」に、「安全と秩序を維持し、ならびに善良な風俗環境」を「生活の安全と平穩」に改め、同条第 2 項中「すべての住民」を「全ての県民」に、「なくする」を「なくす」に改める。

第 3 条第 1 項中「しゅう恥させ」を「羞恥させ」に改め、同項第 1 号中「衣服等」を「衣服その他の身に着ける物（以下「衣服等」という。）」に改め、同項第 2 号を次のように改める。

(2) 人の下着または身体（これらのうち衣服等で覆われている部分に限る。以下「下着等」という。）をのぞき見すること。

第 3 条第 2 項および第 3 項を次のように改める。

- 2 何人も、公共の場所、公共の乗物または集会所、事務所、学校その他の特定多数の者が集まり、もしくは利用する場所にいる人の下着等を見、またはその映像を記録する目的で、みだりに写真機、ビデオカメラその他撮影する機能を有する機器（以下「写真機等」という。）を人に向け、または設置してはならない。
- 3 何人も、公衆または特定多数の者が利用することができる浴場、便所もしくは更衣室その他の人が通常衣服の全部または一部を着けない状態にいる場所において、当該状態にある人の姿態を見、またはその映像を記録する目的で、みだりに写真機等を人に向け、または設置してはならない。

第 13 条中「第 11 条」を「第 12 条」に改め、同条を第 14 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

（適用上の注意）

第 15 条 この条例の適用に当たっては、県民および滞在者の自由と権利を不当に侵害しないように留意し、その本来の目的を逸脱して他の目的のためにこれを濫用するようなことがあつてはならない。

第 12 条第 1 項中「第 4 条から第 7 条までまたは第 9 条」を「第 5 条から第 8 条までまたは第 10 条」に改め、同条を第 13 条とする。

第 11 条第 1 項中「第 8 条」を「第 9 条」に改め、同条を第 12 条とする。

第10条第1項を次のように改める。

次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役または50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第3条の規定に違反した者
- (2) 第4条の規定に違反した者

第10条に次の1項を加える。

- 3 第1項第1号の罪を犯した者（第3条第2項および同条第3項の規定に違反した者に限る。）が、同条第2項の規定に違反して下着等の映像を記録したとき、または同条第3項の規定に違反して衣服の全部もしくは一部を着けない状態である人の姿態の映像を記録したときも、前項と同様とする。

第10条を第11条とし、第4条から第9条までを1条ずつ繰り下げ、第3条の次に次の1条を加える。

（つきまとい行為等の禁止）

第4条 何人も、特定の者に対する妬み、恨みその他の悪意の感情を充足する目的（ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第2条第1項に規定する目的を除く。）で、当該特定の者またはその配偶者、直系もしくは同居の親族その他当該特定の者と社会生活において密接な関係を有する者に対し、次の各号のいずれかに掲げる行為（第1号から第4号までに掲げる行為については、身体の安全もしくは住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所（以下「住居等」という。）の平穏もしくは名誉が害され、または行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限る。）を反復して行つてはならない。

- (1) つきまとい、待ち伏せし、進路に立ち塞がり、住居等の付近において見張りをし、または住居等に押し掛けること。
- (2) その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、またはその知り得る状態に置くこと。
- (3) 面会その他の義務のないことを行うことを要求すること。
- (4) 著しく粗野または乱暴な言動をすること。
- (5) 電話をかけて何も告げず、または拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、もしくは電子メールその他これに類する電気通信の手段を用いて送信すること。
- (6) 汚物、動物の死体その他の著しく不快もしくは嫌悪の情を催させるような物またはそれらを視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第8号において同じ。）その他の記録を送付し、またはその知り得る状態に置くこと。

(7) その名誉を害する事項を告げ、またはその知り得る状態に置くこと。

(8) その性的羞恥心を害する事項を告げ、もしくはその知り得る状態に置き、またはその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物もしくはそれらを視覚もしくは聴覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録その他の記録を送付し、もしくはその知り得る状態に置くこと。

付 則

- 1 この条例は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。